



宮 崎 県 公 報

令和6年10月31日(木曜日) 第557号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出(“ ”) 1
- 保安林の指定予定(3件)……………(自然環境課) 1

公 告

頁

- 大規模小売店舗の変更に関する届出(2件) ……(商工政策課) 2
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する意見書の提出……………(“ ”) 3
- 採石業務管理者試験の合格者……………(企業振興課) 3
- 監査委員公告**
- 包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表…………… 3

告 示

宮崎県告示第 588号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護リハビリステーション オールグリーン	都城市若葉町73号6番地	令和6年10月1日

宮崎県告示第 589号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和6年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
大久保外科胃腸科医院	日向市曾根町2丁目97番地	令和6年8月1日

宮崎県告示第 590号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 串間市大字本城字権代2727-2、2737、2738
 - 指定の目的 水源の^{かん}涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 591号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 串間市大字市木字轟6785-10
 - 指定の目的 水源の^{かん}涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 592号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 6 年 10 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字峠ノ谷 5728、5729、5731、5732-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス加納店

宮崎市清武町加納 4 丁目 11 番 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明

東京都千代田区麹町 5 丁目 1 番地 1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

4 変更の年月日

令和 6 年 3 月 1 日

5 変更する理由

小売業者の代表者変更のため

6 届出年月日

令和 6 年 10 月 18 日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 6 年 10 月 31 日から令和 7 年 2 月 28 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和 6 年 10 月 31 日から令和 7 年 2 月 28 日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス蓑原店

都城市蓑原町 3254 番 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野敬一

東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 3 号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉

東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 3 号

(変更後) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野敬一

東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 3 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

4 変更の年月日

(1) 令和 6 年 4 月 1 日

(2) 令和 6 年 3 月 1 日

5 変更する理由

(1) 設置者の代表者変更のため

(2) 小売業者の代表者変更のため

- 6 届出年月日
令和6年10月18日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和6年10月31日から令和7年2月28日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
令和6年10月31日から令和7年2月28日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
令和6年10月31日
宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル加納店
宮崎市清武町加納乙 382-4 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和6年7月29日
- 3 意見の概要
- (1) 意見書を提出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
非公開
- (2) 意見の内容又は趣旨
現在、加納地区で建設中のトライアルの出入り口が2つ作られるとの説明があったが、269号線（現県道27号）ではなく地区入り口付近に建設すること。目の前には病院等があり、狭い道で中央線も引かれていない道を店から出入りする車両が留まり渋滞になると思う。地域住民の生活道路であるため、短い信号で毎日のように渋滞発生となれば日頃の生活に影響する。元々高齢者が多い地区内で、緊急車両の往来も難しくなる道の狭さと事故の発生、トライアル完成後の車両の多さを想像すると、出入り口は269号線（現県道27号）側に作るべきだと思う。
実際に目で見て判断してほしい。
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年10月31日から令和6年12月2日まで

令和6年10月11日に実施した第53回採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

令和6年10月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1

監査委員公告

監査委員公告

令和6年4月1日付けで公表した令和5年度包括外部監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年10月31日

宮崎県監査委員 川野美奈子
宮崎県監査委員 木下博義
宮崎県監査委員 日高博之
宮崎県監査委員 後藤哲朗

--	--